# 後周世宗の佛教政策

牧田諦亮

## 一

西紀九〇七年より九五九年にいたる僅か五十三年の短い期間に、朝を易へること五度、君主の迭立相次いで八姓十三君を數へ、然も其の壽を全うしたものは僅か五君に過ぎず、尙諸方藩鎭の割據するもの十二國と謂はれる。五代を通じて全節の士三、死事の人十有五と傳へられる此の反面、よく五朝八姓十一君に歷仕して常に宰執等の榮位を保つた馮道を始めとする文武臣僚の頽節がみられ、かゝる政治的混亂、軍閥爭覇の中に終始した五代が、政治經濟軍事文化の諸方面に亘つて幾多の時代的變革を中國史上にもたらしたことは今改めて述べるまでもない。殊に從來長安、洛陽の兩都市中心に偏在して發達した文化が、地方軍閥の自衞保境の見地から行つた隔地の經濟開發に隨伴して地方に浸透していつたことも自然の勢であり、多く微賤の出身である五代君主達による傳統の破壞とあいまつて次の新しい世代が形造られつゝあつた。此の五代王朝最後の後周世宗によつて行はれた佛教政策は、後の佛教史家によつて北魏太武帝、北周武帝、唐武宗のそれと合して所謂「三武一宗の法難」と稱されるものである。前三者が比較的問題視されるに對し「一宗の法難」は、既に中國佛教史として關心の薄れたといはれる唐末、五代の事件に屬するためか研究者の注目を惹かなかつたものであるが、世宗の諸政策が宋の太祖太宗の踏襲するところとなつていること、安祿山の叛亂以後

の地方政情の不安、絶へ間のない兵火の悲運に蹂躙された下層社會の非常住性に基く民俗宗教の流行は、會昌の法難によつて一時その存在を基盤から搖り動かされたかに見えた中國佛教をして學解としてゞなく、より普遍的に中國人の宗教として受容される傾向に向はしめたという事實等を顧る時、容易に看過し得ないものがあると思はれる。今、それ等の觀點から世宗の佛教政策の實情を知らんとするものである。

## 二

南唐の第二主李璟（九一六—九六一）に仕へて、保大三年（九四五）八月行營招討洪撫饒信歙等諸州都虞候として建州を討つた邊鎬は、悉く其の捕虜の生命を完うしたために建州の人から「邊佛子」と尊稱された。保大九年（九五一）袁州より發して兵萬人をひきいて西、長沙を攻めた時、湖南の地は大飢饉に際會したが彼の施策宜しきを得、ために土人より「邊菩薩」とたゝへられた。武安節度使となるに及んで、政事紀綱なく、日々齋供を事とし頻りに佛事を營んだために失政多く、長沙の人民は失望して「邊和尚」と蔑むに至つたと言はれる。（通鑑卷二九一）

後周に仕へて右散騎常侍吏部侍郎翰林學士となり、宋に仕へて禮部尚書其の他の重責にあつた陶穀（九〇三—九七〇）は博く經史諸子佛老に通じたと傳へられるが、其の著清異錄に、滑州の賈寧は性仁恕にして饑者に賑給し患者を救濟したゝめ老幼より敬慕せられ、彼が多髯の故を以て「髯佛」として愛稱されたと傳へ、同じく河陽の釋法常は酒を酷嗜し、寒暑風雨にかゝはらず常に醉い、醉えば必ず熟睡し、目覺れば朗々と麯世界に優游するの句を吟じたと記している。（清異錄卷二四）

顯德三年七月武平節度使となつた周行逢の部下の僧仁及は大に彼の信任を得て軍府の事を預り檢校司空を加えられ、數妻を娶り、その出入は恰も王公の如くであつたといい、周行逢自身晩年釋氏を酷信し、設齋毎に左右を顧て今迄に多數の人を殺してきた其の罪は、佛力に依らなければ免れることはできないと語つた。（通鑑卷二九三）

世宗に仕へ太子太師となり顯德四年に死んだ宋彥筠（舊五代史一二三）は平素浮屠法を修して心の不安を攘ひ、毎年金仙入涅の日（釋迦涅槃日）には常に喪服を着用して像前に泣き、侍婢數十人を皆剃髮緇服せしめて左右に侍らせた。然も貨殖に巧みで一割の高利をはかつたという。

以上の二三の卑近な事例は僧侶の墮落、軍閥の信佛の緣由、民衆の俚諺の中に入つた佛敎等端的に五代佛敎の性格を物語るものがある。

今試みに贊寧（九一九—一〇〇二）の宋高僧傳に著錄された僧侶の中、五代宋初にかゝはる者の數を表示すれば次の如くである。（附見を除く）

一、譯經科　零
二、義解科　二十、（後梁二、後唐六、後漢五、後周一、宋六）
三、習禪科　十五、（後梁六、後唐三、後晉二、後周二、宋二）
四、明律科　六、（後梁四、後漢一、後周一）
五、護法科　二、（後唐一、後周一）
六、感通科　十三、（後唐二、後晉三、後漢一、後周二、宋五）
七、遺身科　十三、（後晉五、後漢一、後周二、宋五）
八、讀誦科　七、（後梁二、後唐二、後漢一、後周一、宋一）
九、興福科　十六、（後唐二、後晉三、後漢一、宋八）
十、雜科聲德　十、（後梁五、後唐二、後晉一、後漢一、宋一）

贊寧が太宗に高僧傳三十卷を上つたのは端拱元年（九八八）十月であり、時に贊寧は七十歲の高齡であつた。五代の混亂の期間を概ね江南吳越の地に終始してをり、太平興國三年（九七八）吳越王錢氏の宋への歸屬に從つて開封に至り、數年を左街天壽寺に送つて後、高僧傳の編輯に着手しているのであつて、宋高僧傳が慧洪覺範其の他によつて雜駁なりと非難せられているにもかゝわらず、（林間錄卷上、佛祖統紀卷四十二）五代宋初の記載については、其の出據が地域的に偏つている嫌いは有るにせよ猶信をおき得るものと言わねばならない。かくして、すくなくとも宋高僧傳にあら

われた五代佛教の大勢は、もはや學解にその中心がなく、習禪、興福、感通、遺身、雜科等の宗教的行動の神祕的儀禮的部門が流行していたことが知られるのである。

從つて五代佛教徒の一般的な著述についても

一、經論會要二十卷（欠）貞明元年（九一五）歸嶼撰　宋高僧傳卷七（佛祖統紀卷四十二）

二、新集藏經音義隨函錄三十卷（存）天福五年（九四〇）可洪撰

三、祖堂集二十卷（存）南唐保大十年（九五二）靜筠二師撰

四、大藏經音疏五百卷（欠）行瑫（八九一—九五二）撰（宋高僧傳卷二十五）

五、釋氏六帖二十四卷（存）顯德元年（九五四）義楚撰

等の編著があるに過ぎず、たま〳〵後唐の末帝に仕へて翰林學士戶部郎中たり、後周太祖に仕へて檢校禮部尚書太子賓客となつた馬裔孫の如き、もと韓愈の排佛論を奉じ、後には却つて華嚴、楞嚴經等に通じて、其の深遠の義理を俗耳に入りやすからしめるため歌詠を作り、法喜集と名づけ、或は諸經の要旨を纂輯して佛國記數千言を作つたというが如き篤信の居士も居たが（舊五代史卷一二六）、特に義學の疏として優れたものは稀であり、然も其の著述の多くは今日に傳はらない。天台宗禪宗等が僅に江南の地に餘喘を保つた外は、漸く山西五臺山に文殊信仰による巡禮求法者の蝟集が特筆されるのみであつて、五臺山眞容院超化大師光嗣（——九三六）、宋州光壽院智江（八八五—九五八）五台山眞容院光嶼（八九五—九六〇）等が道化高く、殊に各月八日毎に汴京全都の僧衆に浴を供し、天成三年より乾祐年中まで實に百三十六萬數錢を費して利行濟物を己の務としたと傳えられる東京普淨院淨覺（八九六—九七一）（以上宋傳卷二八）、華嚴經の講義に長じ且つ殖財の術にたけてをり、殊に豪族の出身を以て北漢の劉崇より大に信賴を博して五臺山管內總統となり、大漢國都僧統檢校太師兼中書令を授けられた廣演匡聖大師繼顒（九〇一—九七三）の如き（廣淸凉傳卷下）、其の他數多くの佛教徒が五臺山に修行し止住し華嚴經

が中心の經典として行はれたが、これは既に學解の道場に非ず、一種神祕的な靈場として諸人の尊信を集め得たのであり、正常信仰の域を逸脫しているかの如くに觀察されるものが多かつた。

かくして形式的、神祕的、從つて諸種の遺身、感通、興福其の他のこれに類する佛教的行事が北地に殘された佛教を代表するものであり、然もかゝる佛教こそが庶民社會に浸透して眞實の佛教の姿と誤り解せられていたことが想像されるのである。その二三の實例として唐末五代の間に特に著しい現象は燃身、燃指其の他の苦行的佛教、肉身崇拜其の他の迷信的佛教の流行である。

自己の身體の全部又は一部を捨てゝ諸佛に供養し或は一切衆生に施與することは、既に法華經藥王菩薩本事品に見えていることであつて、これに基いた所謂燒身、燃指の供養はその例を宋高僧傳に求むれば誠に枚擧に遑なき有樣である。

後晉江州廬山香積庵景超は晉の天福中（九三六—九四三）華嚴經法華經を讀誦するに一字一禮、猶かつ二回之を通讀すれば一指を燒いて燈となして供養し（宋傳卷二三）、同じく太原永和三學院息塵が屢々燃指供養をして遂に八指を失うに至り（宋傳卷二三）、或は後周晉州慈雲寺長講維摩經座主普靜（八八七—九五五）は維摩經を講ずること四十三遍、受業の學徒三十余人に及んだが、五臺山に巡禮して後は道行愈高く、遂に顯德二年四月八日趙城縣廣勝寺の佛舍利塔前に薪を重ねて柴庵を設け、「千身を燒いて永く凡流を棄て當に佛果を樂わんとす。今此の身を焚くは以て前願に酬ゆるなり。又此の身を捨し已つて若し地獄の中に生ずれば願くば一切地獄の苦に代らん。若し餓鬼界に生ずれば願くば一切餓鬼の飢に代らん。若し傍生の中に生ずれば願くば一切傍生の業に代らん。若し人中に生ずれば願くば僧となり本經を講じて亦法義を善くせん」。言畢つて自ら火を放つて衆人環視の中に燒身したと傳へる（山右石刻叢編卷十）。このやうな燒身供養が、「身體髮膚之を親に受く。敢て毀傷ざるは孝の始なり」とする儒教の根本道德に背くのは自明の理であつて、既に頭髮を去ること自體が非難せられているのに、まして

指を燒き、身を蟲獸に與え遂には全身を火中に投じて諸佛衆生に供養するに至つては中國に於ては到底許さるべきでない。普靜が焚身した後一月を出でず世宗の佛敎統制の詔が發せられてをり、その第十二項に、燒身燃指等のことを固く禁じているのは宗周をつぐものとして極めて當然な措置である。然も五代宋初の間に此の事が佛敎者の行事としては高く評價され、宋の太宗も太平興國五年（九七五）二月首都開寶寺にて佛舍利を祀つた時、頭や指を燒き、或は香炷を燃じた者に賞賜する所があり、大權菩薩、大福天王に非ずんばかくの如く百姓を激勸して自身を捐てさることができようかと記されているのは、以て當代佛敎の一面を知るに足るものがある。（宋傳卷二三遺身論）

此の燒身とは對遮的な立場にあるものとしての肉身信仰も興味ある事實であつて、恐らくは現人としての釋尊に對する敬慕の念に始つて、死後の再生復活を望む生身思想から轉化したと思はれるものである。普通僧侶の遺骸は外國法により火葬に附するのが通例であるに反し、之は遺骸を漆布等によつて生身のまゝ保存せんとするものである。

後唐靈州廣福寺無迹は佛頂熾盛光降諸星宿吉祥道場法を習熟して感應多く人心を得たが、同光三年（九二五）死するや、筋骨生けるが如く風神在るが如しとて、中書令韓洙が工に命じて布漆した（宋傳卷三十）。渭池大安寺道國の如きは平素飼育した小犬と共に肉身として祀られ、洛陽の市人の崇信を得て香華その龕に滿ちたという（宋傳卷二二宗合傳）。更に倒立往生した僧とか、禪牀に坐して息絶へたとか、遺骸散ぜず禪定に入るが如しとか、疾無くして坐終すとか、所謂坐化の類が德行高き佛僧の象徵なるかの如くに信ぜられ、又臨淮普照王寺懷德は、身に油臘を浸ませた紙服をまとい、自らは手に兩燭を持ち、これ亦愚昧の衆人堵列する中に自焚したと言う（宋傳卷二三）。かゝる神祕的儀禮的非合理的修行をなした僧侶が、その事蹟を後に殘し、多く僧傳の中に記錄されるというが如き程度の低俗性が五代佛敎の特性と見られ、上述の通鑑や淸異錄の記載にある佛敎語の普遍化と共に中國人社會に受け容れられる民俗佛敎の形について、多くの問題を提

示するものである。

これと共に中唐以後發達した國忌行香燃燈等の國家的な宗教行事の固定化も、五代の各朝を通じて異りのなかつたことは五代會要、五代史、冊府元龜等に明かなところである。

猶五代の各朝が佛教に對し頻繁に取締の勅を出したことは左にまつても明かであり、たゞ各朝の施政の期間短きため、何れも其の効果を見るに至らずして止んだものと思はれるのであつて、後周世宗に至つて刑統の編纂等と前後して各朝の施策を參照して統一ある佛教政策がとられたものである。

一、梁末帝龍德元年（九二一）三月丁亥朔（舊五代史卷十）

祠部員外郎李樞上表し一、天下僧尼の私度を禁じかつ濫りに大師號紫衣の下賜を求めることを許さない。二、出家受戒せんとするものは必ず宮闕に赴いて試驗を受けねばならない。三、還俗を欲する者は各自その意に隨つてなし之を妨げないの各項について實施されんことを奏し、詔して一、兩京（開封、洛陽）左右街の紫衣師號を賜つた僧侶は、功德使によつて名簿を整へておき、缺員生ずるに從つて道行至り法臘高き僧侶を擇んで補う。二、毎年天子の聖節日に左右街各七人を官壇に於て度することを許す。諸道に於て僧を度せんとする時も京の官壇に於て度し祠部より度牒を給する。三、兩街に僧錄のみを置き道錄僧正の職は廢止するの諸項が實施された。

二、後唐莊宗　同光二年（九二四）（釋氏六帖卷二一）

天下の名額なき小院舍を併合せしむ。

三、後唐明宗　天成元年（九二六）十月十一日（五代會要卷十二）

近頃天子の聖節に假託して師號紫衣を下賜されたいとの表薦大に濫るを誡む。

四、同天成元年十一月（五代會要卷十二、舊五代史三七）

今後寺院の新建を許さず、出家を願う者は官壇に於て受戒し私度を許さず。

五、同天成三年（九二八）六月七日（五代會要卷十二）

天下の大寺、名額有る寺院の功德、堂宇、樓閣の中既に成れるものを除き、適宜公私に收買せしめ、

住持の僧は功德使及び所在の長吏により大寺に配せしむ。僻遠の地の堂宇にして買うにたへないものは之を毀ちその材木は住僧に給す。又宮中に於て齋會行香の時僧尼互に奸をなすものあり、僧は尼寺に於て開講することを得ず、尼は功德事を以て僧を招いて開講することを得ず。出家を志願する者は舊例に準じ官に於て試驗の後剃髮を許す、官壇以外にて受戒するを許さず。最近佛敎の美名に托して人情をあざむき、身體をきづつけ乃至賣藥の行商をなして佛行に背くものあり、又邪宗門を慕ひ妄りに聖敎と稱して人を集め僧尼男女混居し、群黨して夜聚り朝になれば散じ、法會の宣傳に假託して淫風をほしいままにすることが多い。實に弊惡である。かゝる類のものは徒黨と共に拘束して重罰に處する。

六、同廢帝淸泰二年（九三五）三月（五代會要卷十二、舊五代史四七）　毎年天子誕節に諸道州府より僧尼に紫衣師號を賜るについて表薦し來るが、今よりは講論、講經、表白、文章應制、持念、禪、聲讚等の諸科に分けて試驗し能否を決せしめる。

七、後晉高祖天福二年（九三七）十二月二日（五代會要卷十二）　官壇を置かず、剃度は聖節日州府に於て試學の上行う。

八、同天福四年（九三九）十二月丙辰（五代會要卷十二、舊五代史七八）　今後諸道州府城郭村坊に僧尼の院舍を創建することを許さない。

九、同出帝開運二年（九四五）七月（五代會要卷十二、舊五代史八四）　左諫議大夫李元龜、寺院の房屋を元住の僧多く入質して金を借りていると聞くから之を止絶したいと上奏し之に從う。

右の如く二十數年の間に九度以上も諸種の禁令が出されている。特に私度を禁じ、師號紫衣の下賜を濫りに請うを誡め、寺院の新建を許さず、從つて僧尼の數を可能な範圍内に減少せしめることは歷朝の方針であり、殊に後唐天成三年の禁令の如きは、民衆の中に浸透してゆく佛敎々團の墮落を示している。贊寧が「周鄭の地に邑社多く庚申會を守る。初て集るに鐃鈸を鳴らし唱佛歌讚し衆人念佛行道し或は絲竹を動して一夕

睡らず。以て三彭の上帝に奏することを避けて罪を注し筭を奪はるることを免れんとするなり」（僧史略卷中）と記すものは此の類であろう。

## 三

既に後周太祖廣順三年（九五三）正月己酉に、首都開封城内にて名額無き寺院五十八所を詔して廢したことがある（舊五代史卷一一二）。　前代以來の對佛教策の踏襲をこゝに見るのであるが、然も必しも佛教に反感を有していたのではないことが次の事例等から推察することができる。

國忌行香のことはもはや通例となつてをり、贊寧も晉漢周の帝の生日に百僧齋を設けたことを記し（僧史略卷下）、廣順元年（九五一）五月太祖は祖考に追尊すると共に、其の忌辰に當つては帝は政事を視ず、宰臣百官は佛寺に赴いて行香すること規定し（册府元龜卷五二）廣順二年七月には内外文武の臣僚に勅して、永壽節毎に寺觀に道場を起して設齋するは舊に準じ、且つ其の數を制限することを詔している。同三年七月には開封市民等の請により永壽節に各城門に於て僧に齋し燃燈三日することを許している。（五代會要卷五、卷一二）世宗自身即位の初めに太祖貴妃張氏のために皇建禪院を設けている。（五代會要卷五節日、舊五代史卷一一四、卷一二一）

顯德元年太祖郭威が（九〇四—九五四）五十二歳を以て殂すると共に世宗柴榮（九二一—九五九）が入つて帝位につき、自ら姫號の後なりとして宗周を繼いだ太祖の治績を更に鞏固なものとし、短い治世（九五四—九五九）の間に軍制、税制、刑制、樂制其の他の各般に亘つて夫々大に舊制を釐革したことは著名の事實である。五代に於ては後唐の明宗（八七六—九三三）と並び稱せられる名君であり、五代十國の紛爭に終止符を與へた宋の太祖趙匡胤の施政の基礎をなしたもの實に此の後周の太祖、世宗の政策である。されば歐陽脩が、世宗を評して、其の制作の法は皆後世に施すべく、その人なりや明達英果議論偉然たり」とするのも實に所以有ることである。（新五代史卷一二下）

太祖の治世中に世宗柴榮は貴州刺史、天雄軍牙都指

揮使、澶州刺史、鎭寧軍節度使檢校大傅同中書門下平章事を經て、廣順三年（九五三）三月には開封尹兼功德使を以て晉王に封ぜられ、ついで翌顯德元正月庚辰には開府儀同三司檢校大尉兼侍中を加へられ、仍ほ開封尹及び功德使を兼ね內外兵馬の事を判ぜしめられた（舊五代史卷一一四）。功德使は僧道を管屬し出家度牒試經等を掌るものであり、もと宦官が之に當り後、唐末に及んで宰執がこの職に充てられてをり、（僧史略卷中）世宗が後に佛教統制を實施しているのに照して興味深い事實である。世宗の登極と共に太祖朝より引續き宰相の位にあつて治政を輔けたものは王溥、王朴、范質、李穀、王峻、蘇禹珪、竇貞固等で、馮道は此の時既に老ひ、かつ世宗と遠征について意見一致せず重くは用いられなかつた。

五代史記卷十一下、周本記に南宮靖一の周太祖論を引く中に、世宗を評するところがある。卽ち「世宗は柴氏の子を以て入つて大統を繼ぐ。卽位の始、憤然として天下を平げんと欲す。けだし亂甚しくして治を望むこと切、眞に中原に主たらんことを念うなり。首めに樊何を誅して軍法を正しくし、五十年の弊政を革め、遂に能く弱を變じて强となし、敗によつて功をなし、勝に乘じて北ぐるを逐ひ太原に至つて歸り、兵を簡び衆を整へ銳意進取す。是に南は江を割き、西は秦鳳に克ち、北は三關を取り、威武の聲夷夏に震響す。機に應じて策を發し人の意表に出づ。其の南唐を討つや計を李穀に問ひ、復た淮南に勝つや穀の疏を盛るに錦囊を以てして之を座右に寘る。英武の材雄傑と謂つべし。又勤めて治を爲し奸を發き伏を摘し、聰明神の如し。有司の簿籍目を過れば忘れず、且つ王處訥竇儼の徒とともに通禮を脩め刑統を正しくす。制度の文爲に皆之を後世に施すべし。而して又信令を以て群臣を御し、正義を以て隣國を責む。王環は降受せざるを以て賞し、劉仁贍は堅守を以て褒を蒙り、張美は私恩を以て疎んぜられ、嚴續は盡忠を以て存するを獲たり。蜀の兵は反覆を以て誅に就き、馮道は失節を以て棄てらる。此れ其の好惡固より凡ならず。況や此の時に當つて王朴寔に之を佐く。其の君臣相得ること近世以來未だ之れ有らざるなり。是を以て卽位の明年天下の佛寺

を廢すること三千三百八十六。佛像を以て鑄錢す」（下略）と述べているのはよく此の間の事情を物語るものである。

誠に世宗が顯德二年大に佛寺を廢したことについては其の詔勅によつて眞意が那邊にあつたかが察せられるのである。

世宗の佛敎政策に關しては五代會要卷十二、舊五代史卷一百十五に詔を錄してをり、殊に五代會要は、早く太祖に仕へ、世宗の時參知樞密院事たり、後に世宗實錄三十卷を撰し、更に唐代史研究の貴重な資料である唐會要一百卷を撰述した王溥（九二二—九八二）が宋太祖建隆二年（九六一）に編著したものであり、舊五代史は世宗に仕へて刑部侍郎判吏部銓たりし薛居正（九一二—九八一）が開寶七年（九七四）編纂を了したものであり此の二書共に最も貴重にして確實なる五代史料と稱し得るのである。今主として五代會要、舊五代史につき世宗の佛敎政策を述ぶれば次の如くである。

顯德二年（九五五）五月甲戌（六日）、近來佛敎々團が社會の秩序を紊ること頗る多く、諸州より僧徒の犯罪について奏聞し來れるものを見るに、之を科禁せなければ遂に大事に至るであろう。私度の僧尼は日每に混雜を加へ、寺院の新建修繕するもの漸く繁多となるにいたつた。其の弊たるや轉た甚しいものがある。法網を逃れ或は軍隊より脫走した徒輩がかりそめに剃頭して刑を逃れ、或は奸盜の類が住持と結托して寺院の中に身を匿うことが多い。かくしてその善惡を辨別し難い。仍つて舊來の法章を擧げ、此の惡弊を改めしめたい。

一、諸道州府縣鎭村坊に至るまで所在に勅額を有する寺院は仍ほそのまゝ存在せしめる。勅額なき寺院はすべて之を廢する。すべて停廢される寺院中に在る功德、佛像及び僧尼は一ヶ月の期限內に隨處の存留寺院中に合併されねばならぬ。それらの堂宇は封鎖接收せられ、すべての資財衣鉢斛斗家畜什物の類は本來の主に交付される。

二、天下諸縣の城郭內に勅額寺院が無い時は停廢さるべき寺院の中、功德、堂宇の最も多大なるものを選んで僧尼のために各一所を留めることができる。尼僧の

居らない處では男僧寺院一處のみを留める。其の他、軍鎭坊郭にして二百戸以上ある場合は諸縣の例に準ずることができる。邊遠の州郡に於て勅額無き寺院のみの場合、停廢さるべき寺院中に僧尼の居る處各二ケ所を殘してをく。

三、兩京諸道州府は現に殘された寺院を除くの外は城郭村坊山林勝跡古跡の地の何れたるかを問はず、共に寺院蘭若を創建することはできない。若し僧尼在俗の信者にしてあへて勅命に違う者はその張本人及びその分擔者は徒刑三年に處しそのまゝ苦役に服せしめる。かつ其の僧尼はとりしまつて還俗させる。本州府の錄事參軍本判官本縣の令佐は共に除名し配流す。該地廂鎭の職員はその責任に於て嚴に處罰され、長吏は進止を奏請する。

四、王公戚里諸道の節度使刺史以上の者は今後寺院の新建、戒壇の設立等に關して奏請することはできない。若し違反すれば御史臺をして彈奏せしめる。

五、今後僧尼は私に剃頭することはできない。若し出家を志願する者有れば何れも父母祖父母の許可を得なければならぬ。既に孤獨の者は同居の伯、叔、兄の許可を得て始めて出家し得る。其の師主たる者は本人の家長の許可狀を得て始めて弟子として受けいれることができる。男子は十五才以上にて經文一百紙を誦し或は經文五百紙を讀誦し得る者、女子は十三才以上にて經文七十紙を誦し或は經文三百紙以上を讀誦し得る者は方に本州を經由し狀を陳べて剃頭を乞うのであつて、錄事參軍本判官が經文の試驗をするのに委ね、勅條に合した者のみが聞奏される。剃髮を許されない間は髮髻を留めてをかなければならない。私に剃頭する者は强いて還俗させる。其の本師主は徒三年、還俗せしめ苦役三年。かつ其の本寺院の三綱知事の職にある僧尼は杖八十かつ何れも還俗せしめる。

六、今後僧尼は私に受戒することはできない。たゞ兩京大名府京兆府青州府の戒壇にて受戒の時をまつべきである。兩京に於ては祠部に委任し、官吏をつかはし、前に規定した經業を試みさせる。大名府以下の三戒壇では專ら本判官錄事參軍に委ねて試みさせて勅條に合格した者は聞奏の上受戒ができる。若し私に受戒

した者が有れば、其の本人以下本師主、臨壇三綱知事僧尼ともに同じく私剃頭の科によつて罪せられる。若し經業の試驗の結果そのことにたくみでない者で特に剃頭受戒を許す者（恩度の意か）には本試の官に於て朝典を行はねばならぬ。

七、剃頭受戒の條件に合した者は隨處より天清節の一ケ月以前に姓名本籍寺院年齢及び所習の經業を具して申し出で、勅して祠部より度牒を給することを許されて始めて剃頭受戒することができる。然もそれは一定時期以外には施行することはできない。今より後は僧尼として剃頭受戒したい者は祠部の度牒がなければすべて還俗せしめられる。

八、男女にして父母祖父母有る者で、別に兒息の侍養する者の無い場合には出家することはゆるされない。若しこれに違う者有れば其の本師主は重く罪する。

九、かつて犯罪あり官司の刑罰に遭つた者、祖父母父母を棄背した者、逃亡した奴婢、姦人、間諜、惡逆の徒黨、山林にかくれて未だ捕らない賊徒、罪を負うて潛竄している者等は何れも出家剃頭することはできない。若しも特にそれ等をかくまい容れるやうな寺院が有れば、其の本人以下師主三綱知事僧尼、隣房同住の僧等すべて逮捕し取調べる。所在の地方巡司の官吏にして之を覺察し得なかつた者も重く罪せられる。

十、現在逃亡軍人にして寺院に投じ出家する者が多く、所在の僧徒も官を畏れず便宜を與へて剃髪せしめている。今より以後もと軍隊に在り顏面にその瑕痕有る者を何處の寺院にもせよ敢て受けいれた者は其の本人及び師主三綱知事隣房同住の僧等ひとしく嚴に逮捕し取調べる。地方官にして覺察し得なかつた者は重科に處する。

十一、僧尼の、私に院舍を建置し又他人を剃頭受戒せしめ、更に賊盜、惡逆、姦細、背軍の人を容匿して剃髪せしめた者につき、よく官に申告し自ら捕捉した僧俗には主犯僧尼の衣鉢資財を與へて優賞に充てる。

十二、現在僧尼俗士にして、捨身、燒臂、煉指、釘截手足、帶鈴、燃燈、諸般毀壞肢體、戲弄道具、符籙、左道、幻惑の類（舊五代史には此の外、妄稱變現、還魂、坐化、聖水、聖燈の名を掲げ流俗を眩惑するもの

としている。）をなす者は今後一切止絶せしめる。もしかゝる種類の人有れば所在の官に於て嚴に處斷し邊遠に配流し、强いて還俗せしめる。其の罪の重い者は格律に準じて處分し、居住の寺は廢し、知事の僧尼、地方廂鎭の職員にして公然之を縱にさせた者は重く之を處斷する。

十三、文にせよ、武にせよ、才能を懷き器量を有しながら佛門に身を寄せている者で、其の志を展べるに由なき者の、出でゝ仕官を願う者有れば所在の長吏に申し出で宮闕に赴くことができるし、少壯驍勇の人にして軍門に入るを願う者は亦願い出て必ず其の器量人材に應じて登用される。若し僧尼の中歸俗を希望する者有れば一切之を聽許し、さまたげることはできない。

十四、每年僧帳二本を造り、一本は奏聞し一本は祠部におく。（每年造帳の制は顯德五年七月に至つて唐制にもとづき三年一造に改められた）每年四月十五日後に諸縣より管內寺院僧尼の數目を州に報告し、州は僧帳をあつめて五月末迄に京に提出する。期限までに提出せず、報告に粗略のある僧尼寺院有れば、その粗略にして心を用いざるを責め、判官錄事參軍州縣の官員等はその等級に從つて處分される。今後僧尼の籍帳內に名の無い者はすべて還俗せしめる。死者、還俗者、逃亡者の有つた際は其の州縣より直に報告し、明年改帳の時に籍より削る。巡禮行脚出入往來の者すべて此による。

以上大約十四條よりなる佛敎統制の勅によつて、顯德二年諸州の報告による僧帳の統計は、現在寺院二千六百九十四、所廢の寺院凡そ三万三十六（五代會要による、舊五代史は三〇、三三六新五代史は三、三三六）登錄された僧尼の合計六万一千二百人（男僧四二、四四四、尼一八、七五六）である。唐六典によれば天下寺院五三五八所という。當時の後周の領域からして果して三万をこえる寺院が廢せられたかは疑問の存する所である。新五代史、佛祖統紀等が三千三百三十六とするはその依る所を知らないが、存留所廢合計六千に僧尼六万は必しも妥當な數字ではないとはいえない。

以上の諸規定の中、第十二の捨身、燒臂、煉指以下の所謂流俗を眩惑するものは、先に述べた如く此の時

代に著しい問題であつて、慈雲寺普靜が焚身の際は州牧楊廷璋の許可を得て行つたもので、「傾州の民人、或は香華を献じ或は旛華をつらね、或は泣涙して相從ひ、或は梵唄しつゝ前導して廣勝寺舍利塔前に至つた。普靜徐に柴庵の中に入り自ら火炬を分つや、煙は慘色を飛ばし香は愁雲をたなびかす。擧衆嘆嗟し群黎悲泣す」と贊寧は記錄している（宋傳卷二十三）。愚昧の民衆が將に燒身せんとする僧侶の最後を見るために雲集しているのである。

南唐に仕へた韓熙載は中書侍郎にまで至つたが、女僕百人を蓄へたことを以て知られている。彼の家には常に醫者や燒煉の僧が出入していたが女僕と雜處して嬢穢を極め、李煜も彼が大臣であるため、婉曲に其の非を画圖して之を諭したが敢て愧づるところなく、安然たるものがあつたと陶岳は傳えている。（五代史補卷五）ここに言う燒煉の僧とは、恐らくは齋會等に一指を燒き、一臂に小鐵鉤をさし燈明皿をつりさげ、これに火を點じたりして衆人の歡心を得て供養の金品を得ることを以て常とした僧侶の謂であろうか。

安稱變現、還魂の類も單に佛教界のみならず一般社會にも五代の如き帝王交迭のはげしさから來る各種の讖言と共に流行したことは、たとへば洛中紀異錄に、廣順の末年に開封に訛言が行はれた、某人還魂して冥間に數萬の有髻の童子を見たが間もなく貴賤の家を問はずすべて髻を剃つたとも言う、識者は元首新君の兆なりとした、いくばくもなく世宗即位した」と傳へているが如くである。

## 四

世宗の佛教政策が如何に實施されたかは五代會要、舊五代史等共に所廢の寺院數を擧げるのみであつて、知り難い。今、二三の金石文によつて、其の實情をうかがえば次の如きものがみられる。

大周澤州陽城縣龍泉禪院記（山右石刻叢編卷一〇、八瓊室金石補正卷八一）

廣順二年（九五二）三月二十二日文林郎前守澤州司法參軍徐綸の撰文になり、本寺が唐の乾寧元年（八九四）十月二十五日勅額を賜つた所以を述べたものであ

つて、更に顯德三年（九五六）九月七日講上生經沙門師誡纂額、卿貢進士王猷可撰の後序が補刻されている。大周（世宗）皇帝の二年、內は則ち百揆方に序あり、禮樂を興し文德を敷く所以を記し、佛敎の革正に就て、無名の梵宇は悉く去る、故に九州四海の中設像棲神の所並に地を掃つたが、本院は幸に勅額有りしため、遂に雷同を免れ雲構を安んじたことを記している。

黎陽大岯山寺准勅不停廢記（金石萃編卷一二一）

顯德六年（九五九）七月節度掌書記馬去非撰文にかかり、「今の皇帝區宇に君臨し、子を黎元に視ぶ。一夫耕さざれば天下餒うる者有り、一婦織らざれば天下寒き者有るを慮る。向に乃ち天命を頒行し僧居を條貫す。勅額有る者は存し、勅額無き者は廢す。釋氏を輕んずるに非ず。用て遊民を誡め、哲學を勞し以て華を去り、空王を保大に之かしむ」。（下略）とある又以て世宗の眞意を知るに足るものがある。

永興軍牒（金石萃編卷一二一）

顯德二年七月三十日中書門下より永興軍に牒し、存留寺院停廢寺院を區別したものであつて、碑文によれば、存留寺院を除いて勅額なき寺院五十四所あり。その中四十一所は停廢し、餘の十三所は勅額はないが建置年代が古いため存留するや否やについて照會したに對し、指揮したものであつて、開元寺等の十寺院は舊によつて存し、泗州院、文殊院等は勅の如く停廢せしめている。泗州院はおそらくは觀音菩薩の化身としての泗州僧伽大師を祀つたものであらうし、文殊院も亦文殊菩薩を祀つた小院と想像され、從つてかゝる民間信仰的な堂宇蘭若の類が相當數廢毀されたことが豫想される。（天台山開巖寺は會昌中に廢され、顯德六年長臂尊者全泰が重建して泗州禪院と改めている。又圓仁の入唐求法巡禮行記にも僧伽大師信仰（泗州大師とも稱する）のことを記している。燉煌本に僧伽和尙入欲涅槃說六度經なる僞經がある。）猶牒末に中書侍郎平章事景範、中書侍郎兼禮部尙書平章事王溥の名が記されている。

勅留啓母少姨廟記　緱氏縣唐興鄉皇甫村（金石續編卷一二）

顯德五年七月十二日、鄉貢進士許仲學撰沙門比丘僧

惠林書にかゝる。顯德二年の陶汰に幸に勅留された所以を述べている。

鳳翔府停廢寺院牒（金石萃編卷一二三）

建隆元年（九六〇）二月十二日中書門下より鳳翔府に牒し、「顯德二年五月七日の天下僧尼の寺院の存留を許された其の餘の寺院は、もとより停廢毀析さるべきものであるが、靈境古跡の地に在る山寺で未だこわされていないものは存留を許し、山麓に在る山寺の下院も此の例によりともに存留せしめ、他は元勅の如く處分する」としている。長興萬壽禪院が幸に廢毀を免れたので此の牒を刻んだものであろう。右僕射兼中書侍郎平章事魏仁浦、司空兼門下侍郎平章事王溥、司徒兼侍中范質が名を連ねている。宋が天下を一統した後に執つた文化政策の一で、永興軍牒と共に興味有る資料である。無額寺院の毀廢が必しも徹底的には行われなかつたことが此の牒から察することができ、宋の建國と共に無額寺院に對する取締の緩和が推察されるのである。

猶、眞定府龍興寺鑄金銅像菩薩并蓋大悲寶閣序（金石萃編卷一二三）乾德元年（九六三）五月八日記（但し乾德元年は十一月改元）、大宋重修鎭州龍興寺大悲像並閣碑銘（金石萃編卷一二五）端拱二年（九八五）正月十五日建の二碑がある。その文に宋太祖が此の寺を訪れたとして、その言に、顯德中世宗近臣の議を納れ、「奄有する封略は千里に過ぎず。調する所の租庸は豊ならず。」とて世宗が天下の銅像を毀つて錢を鑄、大悲像をこぼつたことを陳べているが、文中錯雜して信憑しがたいものがあることは王昶の指摘するとおりであつて今は採らない。

## 五

世宗の佛教政策について、佛祖統紀（卷四二、四三）佛祖歷代通載（卷二五）が廢佛の重大事として記していることは言うまでもない。顯德二年秋九月丙寅天下に銅禁を頒ち、朝廷の法物軍器官物鏡及び寺觀內の鐘磬鈸相輪火銖鈴鐸以外の銅器は一切禁斷し、兩京諸道州に詔して銅像器物其他銅を用いて造つた物は悉く五十日以內に官に送らしめ、かつ嚴重なる罰則を設けた。（五代會要卷二七）殊に新五代史が「詔して悉く天下の銅佛像を毀ち以て錢を鑄る」と殊更に誣妄の語を用いてい

るところに佛教史家が誤られたものと解せられる。通鑑(卷二九二)にも「自餘民間銅器佛像は五十日以内に悉く官に輸せしむ」と記し、更に「夫れ佛は善道を以て人を化す」以下の世宗の談話を載せているが果して何によれるや疑問である。(此の間の事情については、宮崎博士、五代宋初の通貨問題參照)寺觀内の裝飾用の銅器を殘して猶悉く天下の銅佛像を毀つといふ所以を知らない。民間に果して天下の銅禁に影響を與えるだけの銅佛像が祀られていたとは考えられない。又財貨隱匿のために銅佛像に改鑄していたかもまづ想像を絶したことである。(通鑑の記事によればかく考えられぬこともないが。)然ればすでに信仰の問題ではない。恐らくは歐陽修等が佛教に對する偏見から筆を曲げたに過ぎないと考えて然るべきであろう。新五代史本紀に僅に「頒銅禁」の三字を以て盡すに、「世宗論」に六十六字を以て毀像鑄錢を論ずるはいささか妥當をかくものである。

然も後世の佛教史家が事實の判斷を誤つているのは新五代史、通鑑の文にとらわれているからである。かくして佛像を毀つて周通錢を鑄、鎭州大悲像の胸を斧を以て破壞したから、應報として北征の途次疽が胸に發して急逝したと傳える。

贊寧が三十七才の時、北地で世宗の佛教政策が實施された。宋高僧傳は彼が七十才の時に編纂を了した。從つて彼のこれに關する記載は、かの金石文と共に或る程度信頼し得るものと言わねばならぬ。

宋高僧傳卷十七に周洛京福先寺道丕(八八九—九五五)傳がある。唐の一族である。軍陣に父を喪い、七才長安保壽寺繼能法師の門に入り、のち襄宗石門に幸するや駕を迎え、更に洛陽に移り、長安の戰火に襲われるや老母を負うて華陰に走り、遂に華山の岩穴中に安止した。時に穀類高騰し每斗萬錢、ために自らは胎息術を行じて食わず、乞食して得たるものを以て母の食に供したという。天福三年(九三八)左街副僧錄となり、開運元年(九四四)には左街僧錄となつて僧事を管掌し、佛名、法華、金剛、仁王、上生の諸經に通じた。周世となるに及んで太祖は召して廣順元年(九五一)首都左街僧錄となしたのである。

「世宗、(開封)府政を尹釐す。宮門の繁雜なるを嫌

い沙汰を奏せんと欲し、丕を召して同じく議す」とて開封尹兼功德使であつた柴榮と道丕との交渉に及び、談論の後一時その事は止んだ。ついで世宗帝位に卽くや僧錄の解任を乞い洛陽に歸つた。彼は老子の「大國を治むるは小鮮を烹るが如くすべし」の語を引いて輕輕しく佛敎の沙汰をすることを誡めたのである。

「(顯德)二年果して勅して僧寺を併毀し并に僧帳を立つ。蓋し之を限るなり。毀敎深からざるは乃ち丕の力なり。」

道丕は此の年六月八日六十七才を以て終つている。贊寧は道丕傳の系中に、「周の世宗澄汰して私邑を毀ち勒して僧帳を立つ」と言つていることは我々の關心を惹くものであつて、かの永興軍牒にも見られるが如き、名額無く、かつ泗州院の如き半ば迷信化した結社法集のいはゆる私邑の類が整理の主要な對象であつたことは容易に理解されるところである。殊に、翌顯德三年十一月には、詔して天下の淫祠を廢し、擅に祠宇を興すことを禁じている(五代會要卷一六)のは世宗の禮敎政策を窺い得る。

世宗が黃老に通じていたことは嘗五代史も記し、道士陳摶との問答も宋史(卷四五七)に見えてはいるが、公正な立場から佛敎政策を行つたことは、所廢の寺院についてはその財產權を認めていること、法に干せざるかぎり僧尼の還俗を强制しないこと、燒身、煉指其の他の反社會的行儀を禁じていること等からも察せられる。然も還魂、左道、符籙、戲弄道具、聖水等道敎的迷信の類に至るまでを佛敎政策の取締りの對象においていることは、贊寧が「澄汰して私邑を毀つ」と言うと思ひ合せて、民間の通俗信仰結社としての私邑の類が佛敎の名のもとに混在していたことが豫想される。

更に、軍人の逃亡者を容受することの不可を力說しているのは、軍閥五代の一傾向を物語るものとして興味深い。世宗の强兵策は五代に他に比を見ないもので、所謂「兵甲の盛近代無比なり」と舊五代史(卷一一四)に記すごとくであり、軍隊の逃亡を防ぐと、精强を增すとは常に世宗の意を用いたところである。顯德元年高平の役に、世宗は山林亡命の徒の勇力有るものを招募して當つたが、軍容嚴整ならず遂に退却を餘儀なく

せられ、これより「天下の豪傑を召募するに草澤を以てして阻となさず」世宗自ら武藝超絶の者を試閲したのである。（五代會要卷一二、京城諸軍）顯德二年五月の詔に、「少壯驍勇の人にして軍門に入るを願う者は其の器材に應じて登用す」というのは全く此の世宗の考から出たことである。

## 六

かゝる世宗の佛教政策が如何に運營されたかは殆ど知り得ない。私度を禁ずるのは姦悪の教團内に容匿するのを阻み徭役を避けるのを防ぐにあつたと共に、恐らくは給度牒が多少の政府財源となつたものであろう。贊寧は、唐末以來諸侯角立して稍軍須をかけば僧尼道士を度して先づ財を納れしむ。之を香水錢と謂ふ（僧史略卷下）と記すが、周朝に於て如何であつたかは不明に屬する。世宗が此の佛教政策を發布して後、未だ其の結果を見るに至らない中に、早くも宋の建國となつた。然しながら宋會要（道釋）、慶元條法事類（道釋門）の諸規定の基礎をなしたものは、もとより後周世宗の佛教政策であつて、此の間のことは塚本善隆博士の「宋時代の童行試經得度の制度」（支那佛教史學五ノ一）に詳しい。

幾變遷を重ねた五代王朝の佛教政策の歸結であり、次の時代への出發點となつている世宗の施策が、從來の廢佛を實行した王朝の佛教政策に見られる通り、儒教道德を基本倫理とする立場からは、あくまで佛教及び佛教々團は歡迎せられない存在であり、大岳山寺准勅不停廢記にもある通り、佛者は天下の餒、天下の寒きを濟うに貢献するものではないから、其の居住する寺院房舍と共に、僧侶の數はあくまで最小限度に制限することが要求されていることは勿論であり、歷代王朝の廢佛策に見られるが如き道教に偏つた立場からの取締りでもないことは明かである。然もなお、從來傳えられてきた如き所謂破佛には非ず、却つて、合理的佛教えの反省とも見られ、一面國家の權威が完全に教團を支配し得る基盤となつたものであるところに其の意義を認めたいのである。（昭和二十六、八、十）

# THE POLICY OF EMPEROR SHIH-TSUNG OF HOU-CHOU TOWARD BUDDHISM

*Tairyō Makita*

During the short period of the Five Dynasties (五代), which witnessed five changes in ruling dynasty, there were remarkable changes, political, military, economic and cultural, ultimately leading to the unification of China under the Sung dynasty. Throughout the Five

Dynasties the rulers adhered to the principle that restriction should be imposed upon the number of the temples and priests of Buddhism which is of foreign origin. Emperor Shih-tsung (世宗) of the Hou-Chou (後周) dynasty, the last of the succeeding five dynasties, promulgated a thirteen-point edict in 955 A. D. on his policy toward Buddhism. Historians of Buddhism regard Shih-tsung's policy as one of the four great persecutions in the history of Buddhism in China. The author has made, however, minute studies of the event in the light of *Wu-tai-hui-yao*(五代會要), the Old and New Annals of the Five Dynasties and other historical records as well as inscriptions, describes Shih-tsung's policy of making Confucianism the basic principle of government in accordance with tradition, and concludes that Shih-tsung's policy toward Buddhism was not so tyrannic as often told by Buddhist writers, but it must be regarded as revealing Shih-tsung's statesmanship as well as his intention to restore Buddhism in its true spirit and form. The author further refers to contemporary folkways and popular Taoist-Buddhist beliefs.